全国青少年健全育成強調月間

「明日を築く青少年に温かい思いやりを」

青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、心身ともに健やかに成長することは、国民すべての願いです。総理府および社団法人青少年育成国民会議の主唱により、十一月が「全国青少年健全育成強調月間」に設定されたので、本県並びに当市においてもこの月間を実施することとし、青少年が各種実践活動により、社会参加活動を積極的に行なうことを奨励するとともに、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、青少年健全育成市民運動の一層の発展と定着を図ることを目的としています。

期間　昭和五十六年十一月一日～十一月三〇日までの一ヵ月間

主唱　山梨県青少年総合対策本部
市町村青少年総合対策本部
青少年のための山梨県民会議・青少年のための都留市民会議

重点目標

(1)青少年の社会参加活動の促進
―青少年は、家庭・学校職場など日常のあらゆる場で、個人として、また仲間と共同して、社会参加活動を率先して行ないましょう。

(2)地域における青少年育成活動の促進―地域社会における日頃の生活の中で、他人の子にも注意し、指導するなど地域の子すべてを我が子と同様に見守る運動や、青少年の健全な成長を妨げる有害な地域環境を排除し、好ましい環境へ改善する運動などを積極的に実践するような地域活動の展開を図りましょう。

(3)健全な家庭生活の普及促進―子どもを慈しみながらも、過保護、甘やかしを排除するなどの正しい親の態度についての再認識、親と子の話し合いの促進など健全な家庭生活となるように努めましょう。

都留市高齢重度心身障害者福祉年金支給のお知らせ

市ではこの度、身体または精神に重度の障害のある高齢者の方に対して「都留市高齢重度心身障害者福祉年金」を支給することになりました。この福祉年金は、これら高齢な重度心身障害者に対し、日常生活等の中において少しでも福祉の増進がはかられることを目的として支給するものであります。

受給に該当する要件

一、年齢
九月十五日現在において満六十五歳以上の者

二、障害種別および等級
(1)身体障害者手帳所持者で、その障害の等級が一級または二級の者
(2)療育手帳所持者でその障害の程度がAの者
(3)戦傷病者手帳所持者でその障害の程度が特別項症、第一項症または第二項症の者

三、受給資格
この年金を受けることのできる者は九月十五日現在において、本市の住民基本台帳に登録されている障害者とする。

四、年金額
年額一〇、〇〇〇円

五、支給日
九月十五日

ただし本年は九月市議会の議決等、事務上の都合により十月五日に支給しました。なおこの年金の受給者決定については毎年市長が決定しその受給資格者に対し支給通知をいたします。その他くわしいことについては市福祉事務所、電話三―一一一一　内線二七四までおたずねください。

県内史跡巡り参加者募集

都留市郷土研究会

晩秋の候となり、肌寒さを感じる毎日です。さて郷土研究会では来る十一月十四日に山梨市・塩山市の武田氏の史跡を見学する予定ですので市民の皆さんにも参加をお願いします。今年は国の重要文化財指定となった武田氏の「日章旗」「風林火山」の旗のある雲峰寺や平安末期の「大日如来像」等が安置してある放光寺、あるいは恵林寺の境内地にある一休庵で精進料理を賞味しながら秋の一日を楽しく過したいと予定しております。

実施予定日　十一月十四日（土）
募集人員　五十人
費　用　三、五〇〇円（昼食代込み）なお当日徴収させていただきます。
〆切り日　十一月十日（火）まで
申し込んでください。
申し込み方法　ハガキによる。
申し込み場所　都留市中央公民館内
8番1号　都留市中央三丁目
都留市郷土研究会事務局
☎（三）一三二一　内線四二

コース　市役所前集合8：15出発8：30→勝沼9：10→雲峰寺9：45出発10：30→放光寺11：50→恵林寺内一休庵（昼食・精進料理）出発1：30→窪八幡1：45出発2：15→一宮町甲斐国分寺跡2：45出発3：15→都留市到着5：00

なお、雨天の場合でもバス等の都合により決行いたします。

『年賀状で新年のごあいさつと社会福祉等へのご協力を』

年賀状の交換は、日ごろお世話になっている方や、ごぶさたしている人へのあいさつなど、心と心をつなぐ大切なコミュニケーションの一つになっています。

お年玉つき年賀はがきの発売日は十一月五日(木)です。お早めにお求めください。

発売枚数は全国で、二十六億五、〇〇〇万枚ですが、このうち七億枚には一円の寄附金がついています。この寄附金は、これまでに約一六〇億円にも達し、社会福祉の増進に役立ってきました。

今回からは新たに、文化財の保護を行なう団体と青少年の健全な育成のための社会教育を行なう団体にも、寄附金が交付されることとなりました。

今年も、年賀状で新年のごあいさつと社会福祉等へ協力をお願いします。